

原告 能條桃子 意見陳述

2025年6月23日

原告の能條桃子です。私は、この国の主権者の1人として、私にも、そして同年代の18歳から29歳の人たちにも、選挙で投票できる権利があるのに、立候補することができない年齢制限に合理的な理由はあるのか？と問うために、裁判を起しました。

先月、国会で被選挙権年齢引き下げについて問われた村上総務大臣は国政について「国の財政、経済、外交、防衛を担う人材として一定の知識や経験が必要ではないか」、また、地方政治について、被選挙権年齢引き下げは若者の意見が政治に反映されやすいと意義を認める一方、「住民間の利害対立に関わる合意形成を担うためには一定の経験が必要と考えられる」と発言し、被選挙権年齢引き下げに慎重な発言をしました。

合理的な根拠なども示さず、これまでの国の主張と全く同じ文言を読み上げる様子をみて、被選挙権がある人たちが、その立場から、被選挙権がない人たちのことを決めることができる立法府のあり方に、不条理だと思いました。

また、若者に被選挙権を認めない理由として挙げられる「一定の経験」という曖昧な言葉に、改めて違和感を覚えました。若い世代を排除した政治の場で欠けている視点があるかもしれないと想像すらしない鈍さに対して、怒りを感じました。

しかし、同時に、国の態度は変わらないけれど、この裁判を始めると決めてからの2年前と比較すると、変化の兆しも感じています。昨年秋、与党の一角である公明党

の選挙公約に 18 歳被選挙権実現が掲げられ、今年の夏の参院選では、初めて自民党の公約にも被選挙権年齢引き下げが入る見込みになっています。

私は 2019 年、21 歳でデンマークに留学し、同じ年に被選挙権がある国、同じ年の候補者・政治家を見て、自分や自分の年代の人たちが日本では政治の意思決定の場から排除されていると認識しました。2 年前の提訴時は、国会での議論は全く動きがなく、だからこそ司法の場で問いたいという思いがありました。

現在は、各政党内での議論など、ようやく動き出したという手応えがある一方で、国会議員へのロビー活動に取り組むなかで、冒頭に述べた通り、被選挙権がある人たちが、その立場から、被選挙権がない人たちのことを決めることができる現状の不条理さを感じています。

私は権利の回復を求めて、被選挙権年齢引き下げを求めています。国会議員へのロビー活動ではメリット、例えば「若者の投票率が上がる」「より効果的な少子化対策となる政策立案に繋がる」「地方から若者の流出を防ぐことができる」といったことを示すことが求められます。権利ではなくメリットをベースとした語りをしていては、本質的な議論はできないのではないかと感じています。だからこそ、今回の訴訟の判決の結果が、現在の議論に一石を投じるものになると期待しています。

もう 1 点、この 2 年の変化を感じることがあります。それは私自身の変化です。

提訴時、25 歳だった私は、27 歳になりました。もしかしたら、25 歳も 27 歳もほとんど変わらないように聞こえるかもしれませんが、私は、自分自身の変化をよく感じています。この 2 年の積み重ねによって、知ったこと、できるようになったこと、思考が深くなったことがあります。しかし同時に、見えるものが増えている分、見えないものも増えています。例えば大学生の生活に関する鋭い視線は、学

校という場から遠のいて、確実に鈍くなっています。当時、コロナ禍で大学生活が奪われたこと、大学生が被った損害に大きな怒りを感じていましたが、今もその気持ちはあるけれど、「どうにかしなければならぬ」という突き動かされる感情は薄くなっているように感じます。

その年齢だから気づくこと、怒りとなること、今変わってほしいと願うことがあります。立候補年齢に問題意識を持った 21 歳の時から 6 年経ち、20 代前半からどんどん離れていく中で、改めて若い世代の代表性担保の必要性を感じています。

最後に、この 2 年間の裁判を通じて、私たち原告が問うてきたのは、29 歳未満の国民には、成人になり投票する権利はあるけれど、立候補する権利がない今の状況は、29 歳未満を国民主権の完全な担い手としてみなしていないということであり、それは不当なのではないか？ということです。

私は、「戦争はダメ」とことあるごとに口にする戦時中生まれ祖母の近くで育ちました。戦後の憲法では、戦争の反省から、天皇主権ではなく国民主権となりました。この国のあり方を決めるのは私たち国民である、国民主権はこの国のとても重要な骨組みです。しかし被選挙権の年齢に関しては、明治憲法下でできた 100 年前の普通選挙法から、全く考え方が変わっておらず、若者が完全な主権者として想定されていないまま、今日を迎えてしまっているように思います。

今回の裁判を起こしたのは、被選挙権があるから国会議員になることができている人たちが構成された国会での多数決での議論に限界を感じ、憲法の理念に照らして物事を判断することができる司法の見解に期待したいと考えたからです。国民主権、憲法の理念に照らし、司法の後押しを期待しています。

以 上